

懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条第1項の規定により、下記のとおり懲戒処分を行ったので、「中部上北広域事業組合職員の懲戒処分等の公表に関する基準」に基づき公表します。

記

1 事案の概要

当該職員は、平成23年度から令和4年度にかけ公務中職場内に於いて、職員複数名に対し複数件ものパワーハラスメント・セクシュアルハラスメント行為を行い、職員に対する身体への傷害・暴行、意に反した言辞等、職員に対して精神的苦痛を与え、職場の秩序を乱したものであります。

この事は、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であり、公務員の信用を失墜させたため、懲戒処分としたものであります。

2 所 属 消防職員 40代 男性

3 処分年月日 令和7年9月25日

4 処 分 内 容 懲戒処分 停職6月

消防長から

今回の事案につきまして、地域住民皆様の安全安心を守るべき消防職員が、このような事案を発生させ、信用を失墜させてしまいましたことに対し、心よりお詫び申し上げます。

各種ハラスメントは、全ての職場において許されることのない重大な問題であり、職員個々の倫理観や人権意識の理解を深めるとともに、相談窓口の充実化や再発防止に向け組織全体で取り組み、職員一人ひとりが安心して働ける職場づくりに努めてまいります。